

	No.	質 問	回 答
開所時間	1	募集要項では、開所時間は公設学童クラブと同等、となっていますが、小平市の学童クラブは18時までのところと、19時までのところがありますが、何時まで開所すれば同等となりますか。	19時まで開所をしてください。 なお、応募に当たっては、東京都認証学童クラブの補助金の補助要件を満たしていることが要件です。東京都認証学童クラブの補助要件の一つは、19時以降までの開所ですので、19時以降まで開所することは応募する上で必須の事項となっています。
開所時間	2	募集要項では、開所時間は公設学童クラブと同等、となっていますが、平日の開所時間は12時からにする必要がありますか。	公設学童クラブの平日の開所時間は12時からとなっていますが、必ずしも合わせる必要はありません。事業者の任意で設定していただいてもかまいません。
開所時間	3	募集要項では、開所時間は公設学童クラブと同等、となっていますが、小平市の学童クラブは長期休業期間は朝8時開所のところと、朝8時15分開所のところがありますが、何時から開所すれば同等となりますか。	8時の開所としてください。
開所時間	4	募集要項を見ると延長保育は評価要素のようですが、18時から19時まで保育をすると延長保育を実施したとなり、加点になるのですか。	公設学童クラブが最大19時までの保育ですので、19時を超えて保育を行う場合、延長保育として評価の対象とします。
開所時間	5	延長保育を長時間行くと、それだけ加点になるのですか。	民設民営学童クラブも、放課後の児童の健全育成のための場であり、また、主な利用者は小学校低学年であることから、深夜時間帯までの預かりは推奨しておりませんので、延長保育時間の長さがそのまま評価に正比例するものではないとお考えください。学童クラブの運営理念（どのような保護者を対象にして、どのような保育をしたいのか）に照らし、適正な延長保育時間を設定していただければ、と考えます。
採択後	6	民設民営学童クラブに選定された場合、保護者への周知は、小平市が協力していただけるのでしょうか。	民設民営学童クラブへの補助決定について、保護者へ情報提供を行う予定です。
施設	7	二方向避難ができることは必須ですか。	一般的に、二方向避難の必要性の有無は、設置予定建築物の構造・面積等により異なってくるものと思われますので、不明な場合は、各自で建築指導事務所等へお問い合わせください。なお、基準条例上、非常口の設置は必要です。
施設	8	防火管理者の選任は必要ですか。	防火管理者の選任が必要な場合は、設置予定建築物の状況等により異なると思われますので、不明な場合は、各自で消防署へお問い合わせください。
施設	9	多様な活動について、必ず、放課後児童健全育成事業の育成室（保育室）と別の場所で行わなければなりませんか。	放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、専用の育成室を用意していただく必要があります。したがって、多様な活動はスペースを分けて行ってください。ただし、例えば、学童クラブを利用している児童が体操教室に参加する際、参加の受付や着替えなどを保育室内で行う程度は差し支えありません。

	No.	質 問	回 答
施設	10	(上記の続き) トイレ・玄関なども育成室用と多様な活動用と2つ設置しなければなりませんか。	そもそも、トイレや玄関などは、育成室の有効面積には算入されませんので、必ずしも2つ設置しなければならないとは考えられません。
施設	11	1つの部屋をパーティションで区切って、放課後児童健全育成事業の育成室(保育室)と多様な活動の部屋と分けることは可能ですか。	育成室は開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければなりません(基準条例第9条第3項)ので、パーティションで区切った残りの部分の有効面積が定員×1.98㎡を超えているのであれば可能です。
施設	11-2	専用区画について、児童1人につき1.65㎡以上の有効面積を確保して事業を開始した後に、児童1人につき1.98㎡以上の有効面積を確保することが必要となった場合は、どのような措置が必要ですか。	専用区画の面積を定員数に合わせて拡張することや、専用区画の面積に合わせて定員数を減ずることを想定しています。
施設	12	避難口は、通常の入り口とは別に設置するのですか。	お見込みのとおりです。
施設	13	応募の際に、検査済証の提出は必要ですか。	提出書類に検査済証を添付する必要はありませんが、検査済証がない場合、改築や用途変更を円滑に行うことができるよう、確認してください。
スケジュール	14	公設学童クラブの令和9年度入会募集スケジュールはどのようになっていますか。	詳しい日程は9月20日の市報で公表する予定ですが、10月から入会申請書配布、11月から申し込み開始、2月中旬に入会通知書を保護者に送付する予定です。
スケジュール	15	民設民営学童クラブの令和9年度の入会募集期間は、補助金の採択状況に左右されてくると思いますが、応募の段階ではどのように設定すればよいでしょうか。	補助金の選定結果の通知は10月上旬送付を予定していますので、入会募集開始は10月中旬以降に開始してください。入会者決定は1月下旬としてください。その間のスケジュールは任意の月を設定してください。
その他	16	公設学童クラブの一日のスケジュールを教えてください。	公設学童クラブの基本的な一日の流れは以下のとおりです。 【平日】(一例) 12:00 開所 13:30～ 児童の来所(曜日・学年により来所時間は異なる) 学習(宿題を整理する程度)、本読み、自由遊び 放課後子ども教室の活動参加(登録している児童のみ) 15:30 おやつ 16:00 掃除 自由遊び(校庭など使用) 17:30 本読み ～19:00 帰宅

No.	質 問	回 答
		<p>【土曜日・振替休業日・長期休業日】（一例）</p> <p>8:00 開所、児童の来所</p> <p>9:00 学習</p> <p>10:00 自由遊び 放課後こども教室の活動参加（登録している児童のみ）</p> <p>12:00 昼食、食休み</p> <p>13:00 午睡（夏休みのみ） 読み聞かせ 放課後こども教室の活動参加（登録している児童のみ）</p> <p>15:00 おやつ 掃除</p> <p>16:00 自由遊び ～19:00 帰宅</p>
その他	17 小平市の公立小学校の通学区域を教えてください。	小平市ホームページ (https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/025/025309.html) を参照してください。
その他	18 小平市の公立小学校の児童数を教えてください。	小平市ホームページ (https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/060/060580.html) を参照してください。
その他	19 小平市の公立学校の3季休業期間はいつからいつまでですか。	小平市立学校の管理運営に関する規則 (https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG00000349.html) に定められています。
多様性	20 多様なサービスとは具体的にどのようなものでしょうか。	長期休業期間中の8時以前の保育、19時以降の保育、高学年の保育、祝日や日曜の保育、送迎（学校から学童への迎え、学童から自宅への送り、中抜けに際しての送迎）、スポット利用（在籍児童以外の利用）、長期休業期間中の保育、昼食・夕食の提供、中抜け利用・遅れ利用、インフルエンザ等で学級閉鎖休みのときの前倒し開所、病児・病後児保育等を想定しています。
多様性	21 募集要項に出ている日常保育とは放課後児童健全育成事業で一般的に提供されているもの、という理解でよいでしょうか。	その通りです。なお、日常保育の正確な説明は、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針解説書を参照してください。
多様性	22 多様な活動とも多様なサービスともどちらにも含まれるように思える場合は、どのようにすればよいですか。	どちらにも含まれそうな場合は、どちらに含めて提案していただいても構いません。両者の区別は厳密なものではありません。

	No.	質 問	回 答
多様性	23	工作教室のように、日常保育とも多様な活動とも、どちらにも含まれるように思える場合は、どのように考えればよいでしょうか。	折り紙や塗り絵、空き箱工作などをこども主体で作る場合は放課後児童健全育成事業と考えますが、外部から招いた工作の先生が技術指導をする場合は多様な活動に属するものと思われます。ただし、両者の区分を厳密に分けることは困難と思われるので、どちらともいえない場合は、どちらに含めても構いません。
多様性	24	多様なサービス・多様な活動について、参加はすべて任意とする必要がありますか。	多様なサービス・多様な活動は、保護者の意思に基づき、事業者と保護者の間で個別に契約をしていただくものですので、原則として参加や利用は任意なものです。このため、保育料とその他の部分について、抱き合わせの契約とはしないでください。
多様性	25	多様なサービス・多様な活動については、放課後児童健全育成事業分と経理を分けて行う必要がありますか。	補助金の申請・実績報告いずれも、放課後児童健全育成事業分と多様なサービス等の項目を分けて経費・収入等を申請していただきますので、普段から分けて経理をお願いします。
多様性	26	多様な活動について、民設民営学童クラブの入会児童以外の児童が参加することは可能ですか。	可能です。 なお、多様な活動のみに参加する児童は、放課後児童健全育成事業の児童数に含めないでください。
多様性	27	多様な活動は内容に制限はないのですか。	募集要項では制限は設けていませんが、放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業は対象となりません。保護者や児童のニーズに沿った、適切な内容のものであるべきと考えます。
多様性	28	お誕生日会やお楽しみ会、季節の行事、入会歓迎会等は多様な活動に含まれますか。	公設学童クラブにおいては一般的に広く実施されていますので、多様な活動には含まれません。
入会	29	入会説明会は各事業者で行うのですか。	各事業者で行ってください。合同説明会の予定はありません。
入会	30	入会基準の策定にあたり、特定の学年・学校・地域を優先する基準を設けることは差し支えないのでしょうか。	民設民営学童クラブにおいては、あらゆる地域のあらゆる学年の児童を平等に受け入れることは推奨していません。むしろ運営方針や立地・交通の便などに合わせた合理的な入会基準を設けるべきと考えます。
入会	31	入会期間は1年間とする必要がありますか。	1カ月単位（月頭から月末）または年度単位（4/1～3/31）としてください。
入会	32	休会制度は設ける必要がありますか。	公設学童クラブでは制度がありますが、民設民営学童クラブにおいては、実施は任意です。
入会	33	市外在住の児童は入会させることはできますか。	市外在住の児童を入会させることが一律に不可ではありませんが、どのような基準（優先順位）で市外在住の児童を入会させるのかは応募の段階で明確にしてください。また、次年度以降の運営費補助に影響が生じる場合があります。

	No.	質 問	回 答
入会	34	(上記のつづき) 市外在住の児童を受け入れた場合、保育料は公設学童クラブと合わせる必要がありますか。	放課後児童健全育成事業の利用者のため、保育料は公設学童クラブと同程度の設定としてください。その他の延長保育料等は事業者の任意で設定してください。 ※保育料については35番を確認してください。
費用	35	募集要項における、費用と保育料、延長保育料の違いはどこにありますか。	保育料：放課後児童健全育成事業にかかる費用。平日は放課後から19時まで、長期休業期間は8時から19時までの利用料金。(公設学童クラブと同程度の設定としてください) 延長保育料：上記時間を超える部分の放課後児童健全育成事業にかかる費用。(事業者の任意で設定してください) 費用：上記保育料、延長保育料、多様なサービス・多様な活動にかかる利用料金すべてを指す用語。
費用	36	費用の設定について、公設学童クラブの保育料と同程度、となっていますが、小平市の保育料の設定はどのようになっていますか。	小平市の場合、18時までの利用料金は、週の利用日数にかかわらず月額8,000円となっています。おやつ代を含みます。なお、長期休業期間中も同一料金です。 また、18時から19時まで、及び、長期休業期間中の8時から8時15分(土曜日は8時30分)までを延長保育時間としており、延長保育料は月額3,000円(1時間当たり800円)を上限として、運営事業者(指定管理者)の裁量で決めることになっています。 (公設学童クラブでは延長保育のあるところとないところがあります)
費用	37	(上記の続き) 放課後児童健全育成事業の保育料とは、18時までの利用料金のこのみを指すのか、19時までの延長保育料も含めて指すのか、どちらですか。	募集要項上では、平日は放課後から19時まで、長期休業期間は8時から19時までの利用料金を指して保育料と定義している、とご理解ください。
費用	38	(上記の続き) 放課後児童健全育成事業の料金設定は、公設学童クラブと同じようにするため、18時まで8,000円、18時から19時まで3,000円と分けて設定する方がよいのでしょうか。	上記のように、募集要項では上記のとおり、19時までの利用料金を指して保育料と定義していますので、18時まで8,000円+18時から19時まで3,000円等に分ける必要はなく、8時から19時まで一括して11,000円と設定していただいても構いません。
費用	39	(上記の続き) 保育料について週3日料金、週5日料金等は設定して良いのですか。	保育料について、公設学童クラブより、細分化した設定をすることは可能です。ただし、公設学童クラブでは月～土曜日まで週6日料金、18時まで月額8,000円、18時から19時まで月額3,000円ですので、その範囲内でお考えください。
費用	40	(上記の続き) おやつ代は分けて設定する必要がありますか。	公設学童クラブではおやつ代は分けず、保育料8,000円の中に含めて徴収していますので、必ずしも分けて設定していただく必要はありません。 なお、公設学童クラブの場合、おやつは月2,000円(1日あたり100円程度)を目安としていますので、民設民営学童クラブも同様にしてください。

	No.	質 問	回 答
費用	41	(上記の続き) おやつ代は1日100円を目安に考えるのですか。	公設学童クラブでは月2,000円としています。一律1日100円ではなく、お誕生日会の日にはケーキを出すなど、設定に強弱をつけています。
費用	42	おやつは毎月2,000円分用意する必要がありますか。	公設学童クラブの場合、おやつは月2,000円(1日あたり100円程度)を目安としていますので、民設民営学童クラブも同様にしてください。
費用	43	公設学童クラブは減免制度があるとのことですが、民設民営学童クラブでも公設学童クラブに準じて減免制度を設ける必要はありますか。	減免制度の設定は事業者の任意です。 また、公設学童クラブではきょうだい2人の同時入会は1人分の保育料を半額にする制度がありますが、これについても、実施の有無は事業者の任意です。
費用	44	入会金は設定してよいのですか。	公設学童クラブには入会金の設定は行っていませんので、同様をお願いします。しかしながら、多様な活動のみの利用者の入会金の設定は事業者の任意となります。
費用	45	多様な活動・多様なサービスについてキャンセル料は徴収してよいのですか。	徴収して差し支えありませんが、事前に、保護者に対してはキャンセル料がいつから発生し、いくらかかるのか、を明瞭にしておいてください。
補助制度	46	運営費の補助金の振り込みはどのようなのでしょうか。	4回に分割して支給します。最初の振り込みは4月となり、次に7月、10月、1月ごろの振り込みとなります。なお、補助金の申請や毎月の実施状況の報告(児童の名簿、職員の勤務状況等)が遅れた場合、その分振り込みが後ろにずれますのでご注意ください。
補助制度	47	来年度も募集はありますか。	今年度の募集が最終で、今後一切募集しない、ということはありませんが、来年度以降の予算、今年度の応募状況、来年4月以降の民設民営学童クラブの入会状況・運営状況等を勘案して判断します。
補助制度	48	敷金は補助金の開設準備経費の対象になりますか。	敷金は開設準備経費の対象となりません。
補助制度	49	別表第1の放課後児童健全育成事業の基本額は年額となっていますが、児童数はどのように計算するのですか。	別表第1の放課後児童健全育成事業の基本額の児童数は、毎月初日の児童の数の年間平均により算定します。 ※児童の数については50番と51番も確認してください。
補助制度	50	(上記のつづき) 補助金の振り込みは、年4回の分割支給と聞いていますが、児童数が月によって変動する場合は、どのように計算に反映されるのでしょうか。	年度当初に交付申請をする際は、見込みの児童数で補助金を計算し、提出してください。年4回の分割支給は、見込みの児童数を基に支給します。 このため、第4回目の補助金受給後、児童数に訂正があった場合は、補助金の返金が発生する可能性があります。

	No.	質 問	回 答
補助 制度	51	(上記のつづき) 保育料について、例えば週3日料金を設定した場合の児童の数はどのように算定するのですか。	週3日で利用登録する児童が5人いる場合、以下のように算定します。 3日間利用登録 5人 → $5人 \times 3日間 / 6日間 (月 \sim 土) = 3人$ ※1人未満の端数が生じた場合には切り上げ この「3人」を放課後児童健全育成事業を毎日利用している児童の数に加え、当該月の児童の数とします。
補助 制度	52	別表第1の開所日数加算額は、年間開所日数が250日を超えた分が対象となるのですか。	お見込みのとおりです。
補助 制度	53	放課後児童クラブ送迎支援事業は、小学校から学童クラブへの送迎にかかわる人件費も対象となりますか。	送迎に係る人件費も対象となります。
補助 制度	54	開所日数加算額を算定する際の年間開所日数は実績日数ですか。	年間開所日数は1年間の実績で算定しますので、台風などで臨時休所した場合は補助額が減額となります。
補助 制度	55	長時間開所加算額を加算する際の年間平均時間数は実績から出すのですか。	年間平均時間数は実績から算定しますが、放課後児童健全育成事業としての開所時間は計画と実績が同じになるものと考えています。
立地	56	立地によって点数に差はありますか。	児童の通いやすさや交通の便など、立地については総合的に判断して採点しますので、立地によっては点数に差がつく可能性があります。
立地	57	駅前に設置すると、評価が高くなりますか。	駅からの距離だけではなく、児童の通いやすさや交通の便など、立地については総合的に判断しますので、一概には言えません。
ス ポ ッ ト	58	募集要項に出ているスポット利用とは、どのような児童を想定されているのか説明してください。	放課後児童健全育成事業の利用者で、事情により1カ月に満たない短期間、入会させる児童を想定しています。
ス ポ ッ ト	59	スポット利用は必ず実施しなければならないのですか。	スポット利用に対する保護者のニーズは高いものと考えますが、必ずしもスポット利用を行わなければならないものではありません。
ス ポ ッ ト	60	スポット利用の利用人数は、放課後児童健全育成事業の在籍人数に含まれますか。	スポット利用の利用人数は、放課後児童健全育成事業の在籍人数には含まれますので、無制限に受け入れることはできません。
多 様 性	61	多様な活動のみに参加する児童は、スポット利用の人数等に含まれますか。	多様な活動のみに参加する児童は、放課後児童健全育成事業の利用者に含まれませんので、スポット利用の人数にも含まれません。
多 様 性	62	多様な活動を行う場所についても、面積要件を充足させる必要がありますか。	面積要件を充足させる必要はありません。

No.	質 問	回 答
ス ポ ッ ト	63 学童クラブを夏休みのみ利用する児童は、入会児童に含まれますか。また、スポット利用になりますか。	<p>場合によって異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入会要件を満たさない児童の場合 →多様な活動のみの利用となりますので、入会児童には含まれず、かつ、スポット利用にも該当しません。 ・入会要件を満たし、かつ、夏休み期間（7月21日～8月31日）の場合 →月を単位として判定します。よって、7月21日～7月31日は1カ月未満の利用となるため、スポット利用となります。また、8月は1カ月常時の利用となるので、通常の利用となります。 ・入会要件を満たし、かつ、冬休み期間（12月26日～1月7日）の場合 →12月も1月も1カ月未満の利用のため、いずれもスポット利用となります。
そ の 他	64 長期休業期間中の受入れを柔軟に行うことで評価が高くなりますか。	お見込みのとおりです。
そ の 他	65 こども性暴力防止法に規定される認定を取得する必要がありますか。	義務の対象事業ではありませんが、認定の対象事業に該当することから、こども性暴力防止法に則った取組が必要です。施行前ですので、認定に向けた準備や取組の状況が評価の対象となります。